番号	質問	回答			
〇 民間委	O 民間委託について				
ı	わかたけ学級が民間委託先の候補として選ばれた理 由は。	【資料①基本編~P.8参照】【Q&A No7参照】 選定基準を満たす育成室の中から時機的にも最適な育成室を選定しています。佐竹台育成 室においては、教室にも余裕があることや配慮を要する児童についても他の育成室よりも多い ため、待機児童解消の観点からも効果が高いと考えています。			
2	民間委託でどう変わるのか。	【資料①基本編~P.6参照】【Q&A No8~13参照】			
3	民間委託でのメリットとデメリットは。	【Q&A No33、34参照】 延長保育と長期休業中の開室時間の延長や事業者によっては、保護者のニーズにより昼食提供、写真掲載サイトの活用など独自の取組やサービスが期待できると考えています。 一方で、指導員が一度に代わってしまうという環境の変化については、児童や保護者の皆さまに不安を与えることとなり、配慮が必要と考えています。そのため、引継保育期間を最大6か月とすることで、児童ができるだけ早期に馴染めるように適切に保育を実施し、委託運営開始後も安心して通えるよう市と事業者で共に進めていきます。			
4	現在の佐竹台育成室の指導員はどうなるのか。	【Q&A No27参照】			
5	民間委託後、夏休みなどの長期休業中に給食や弁当の共同購入はできるのか。また、終業式・始業式の日などに、レトルトカレーや丼ぶりのような湯煎してご飯にかけるだけのランチの持参を事業者でも対応してほしいが可能か。	【資料①基本編~P.5参照】【Q&A No33参照】			
6	事業者からおやつ代の収支報告を書面で受け取ること は可能か。	おやつ代の収支報告については、学級懇談会等を通して、保護者に対して報告することを仕様書において記載しています。			
7	保護者会費から子供たちのおもちゃ購入や、一輪車を修理したり、市の対応だけでは運営費用が不足しているように感じる。民間委託すれば、こういった保護者からの負担なしに運営されるのか。	現在、保護者会が取りまとめ、負担していただいている教材に要する費用は、事業者が保護者の皆様から徴収することになります。			
8	民間委託後の安全面はどう考えているのか。 民間委託後に児童同士のトラブルがあった場合の対応 は。	【資料①基本編~P.6参照】【Q&A Nol3参照】			

番号	質問	回答			
〇 事業者	○ 事業者選定について				
10	応募事業者は同日の見学会に参加されるのか。	応募のあった事業者と日程調整を行い、それぞれの事業者が、同日であっても同時刻 での見学とならないように市で調整を行います。			
11	応募事業者の本拠地に制限はあるのか。(府内の近隣 市など)	事業者の本社所在地等に制限はありませんが、募集要領の参加(応募)資格要件において、「法人内で、業務の責任者と指導員との頻繁な打合せや、緊急時に迅速な対応ができる体制が確保されること。」と記載します。			
12	株式会社が応募することはできるのか。社会福祉法人 しか応募できないのか。	【資料①基本編~P.II参照】 応募条件を満たしていれば、株式会社でも応募可能です。			
13	特別委員の氏名は保護者に公表されるのか。	吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会の委員については、特 別委員も含めて委員名は非公開となっています。			
14	特別委員への報酬はあるのか。	1日当たり8,400円(源泉徴収あり)となっています。			
15	選定委員会は平日に開催されるのか。また時間は何時ころか。	委員会の開催日時については、平日も含めて各委員との日程調整の上決定します。所 要時間については、応募事業者数によって変動します。			
16	民間委託で選定条件に合う事業者が決まらないことは あるのか。	【Q&A No20、21参照】			
17	委託事業者の選定時に保護者会からの要望に沿った 事業者を選定するなど意見反映されるか。	【資料①基本編~PIO参照】 事業者を選定する場である吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会には、学識経験者などで構成されている委員に加えて、委託予定の留守家庭児童育成室の保護者から2名以内で特別委員として参画していただいています。ほとんどの育成室において、保護者会から推薦をいただいて選任されています。			
〇 事業者	に対して				
18	定期的に、習いごとなどで育成室を休むことが決まっている場合、休みが決まっている家庭向けにおやつ代の減額を希望することは可能か。	直営育成室と同様に、一か月休室した場合におやつ代を減額する場合はありますが、 日割りで対応している育成室はありません。			
19	事業者におやつを選択制にしてほしいと希望することは 可能か。				
20	引継保育期間に事業者主体の保護者会との引継ぎは あるか。	事業者が選定された後に開催する保護者懇談会を通して、要望をお伝えすることは可			
21	民間委託事業者決定後、民間委託開始までの間に保護者の要望は聞いてもらえるか。どれくらい話し合いをする機会を持ってもらえるのか。	能です。また、今後の保護者会と事業者との関わり方についても調整していただきます。			
22	民間委託後、保護者会とはどのような形で連携してもらえるのか。				

番号	質問	回答			
○ 引継ぎに	○ 引継ぎについて				
23	引継保育の具体的な内容は。直営事業のどの部分を 引き継ぐのか。	【Q&A No29参照】			
24	引継ぎについて、市が具体的スケジュールや引き継ぎ 事項(○月までに□□□を引き継ぐなど。)を指示したり チェックすることはあるのか。	引継ぎには事務の引継ぎと保育内容の引継ぎがあり、保育内容については、実際に児童と触れ合い、遊びなどを通して引き継ぐことに重点を置いています。まずは、実際の保育に合同で入っていきながら関係性を構築しつつ、翌年度に入室する児童が決まり始める年明け頃から、随時、児童一人ひとりの特性なども含めた個人の引継ぎや、児童とその保護者、事業者雇用の指導員による個人懇談を行うようにしています。引継ぎは、市担当者及び直営指導員と事業者で行うもので、市担当者も現場確認を行います。保育に対する姿勢や態度において、是正が必要と市が判断する場合は、事業者の責任者と協議し、委託運営業務開始後に安定した運営が行える体制を整備するよう求めていきます。			
25	わかたけ学級で実施している行事なども引き継ぎされるのか。子供たちが安心安全に過ごせることが一番の前提ではあるが、わかたけオリンピックやわかたけ祭りなど、みんなで楽しめるイベントを残してあげてほしい。 また、イベントへ学校の友達を招待するなど、学校側との連携はどこまで可能か。	【Q&A No8参照】 現在の行事などを継続して行うことを仕様書において記載します。また、新たに事業者が実施する独自取組を実施する際にも、事前に保護者と調整した上で実施するようにしています。			
26	指導員が変わること、環境が変わることに対して児童へ の心のケアをどうしていく予定か。	引継保育期間を最大6か月とすることで、児童ができるだけ早期に馴染めるように適切に保育を実施し、委託運営開始後も安心して通えるような保育となるよう市と事業者で共に進めていきます。			
27	子供たちにどういったタイミングで委託の件を伝えるかなど、過去行ってきた引継ぎのポイントなどを委託する事業者に対して伝えることはあるのか。	引継ぎの開始に当たり、市担当者及び直営指導員、事業者で協議を行い、過去の事例を踏まえた引継ぎの内容やスケジュールについても伝えています。その上で、直営指導員の意見を聞きながら各育成室の実情に合わせた引継ぎを行います。児童へ伝えるタイミングについては、児童と事業者雇用の指導員の関係性などを見極める必要があると考えており、直営指導員から伝えている場合もあります。			
28	引継保育の状況を市として、どれくらいの頻度で現場を 見に来るのか。書類監査はどれくらいの頻度で行うの か。	引継ぎの進捗状況にもよるため回数を具体的にお示しすることはできませんが、初回 の顔合わせも含めて、合同保育や書類引継ぎなど随時確認を行っていきます。 引継書類については直営指導員が作成するもので、その書類を基に直営指導員から事 業者に対して引継ぎを実施します。			

番号	質問	回答
29	事業者が協定に違反した場合、決定取消以外にはどの ような罰則規定があるのか。	吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託に係る連携協定については、業務委託契約締結前に、引継保育に関する事項などを取り決めるために締結するもので、協定で定める事項に反した場合は、委託契約予定事業者としての決定取消以外に罰則規定はありません。この協定の締結については、募集要領に記載されている内容で、事業者が応募するに当たっては、募集要領に記載している内容を踏まえた上で応募することとなっています。
○ 運営に	ついて	
30	17時までの預かりだが、初めの1ヶ月もしくは慣れるまでは、地区ごとに集団下校させてもらえるか。また、その際は児童だけなのか。下校時は、防犯上、地域のパトロールの方は信号付近に立っているのか。	わかたけ学級では、現在でも17時の下校は児童だけで集団下校しています。また、 「年生など不慣れな児童のために、年度当初から2週間ほどは、指導員も下校ルートに 分かれて付き添っています。この対応は、新しい指導員の下校ルートの確認等にも有効 であるため、民間委託後においても引き続き実施してもらう予定です。 なお、登下校時には、一つの地域を毎日といった頻度ではありませんが、市の青色防 犯パトロールカーが巡回しています。
31	民間委託後はどのような形で学校と連携を取っていく のか。	学校との連携については、積極的に図ることと仕様書にも記載しており、現在の委託 育成室においても直営育成室と同様に、個人情報の保護に十分配慮した上で、情報共有 を図っています。また、引継ぎの中でも、直営育成室の指導員と一緒に学校や地域と連 携を図るようにしています。
32	要配慮新規申請をされているお子さんの保育園への観察は市の職員と共に民間委託先の事業者も一緒に行くのか。	新たに配慮を要する児童の申請をされた児童の状況調査については、直営、委託関わらず、SV(スーパーバイザー)と共に当該育成室の指導員も同行することとなりますが、引継期間中は、加えて、直営育成室の指導員と事業者の指導員が一緒に状況調査に行っています。
33	民間委託後に市としてどれくらいの頻度で見回りに行く のか。	業務委託運営を開始した令和7年4月は重点的に巡回を行う予定です。委託後の運営 状況を見ながら巡回回数は徐々に減らしていきますが、運営上のトラブルなどがあった 場合はすぐに出向くようにしています。
34	民間委託後、直営時の指導員に対して連絡を取ってもらうことはできるのか。(業務と重ならない行事への参加依頼、卒室式ビデオレター、お祝いメッセージなど)	業務に支障のない範囲であるならば、問題ないと考えています。
35	民間委託後に電話番号は変わるのか。また各クラスに 携帯電話を配置してもらえるのか。	施設の管理については引き続き市が行うため、電話番号に変更はありません。また、公用のスマートフォンについては、直営、委託関わらず全ての育成室に市が配置しています。

番号	質問	回答
〇 その他		
36	民間委託になるなら、キッズスクエアの開催を見直して ほしい。	わかたけ学級の令和6年度の定員等については、入室希望児童数や直営育成室全体の 指導員体制などを見極めながら決定していくこととなります。
37	第2回保護者説明会の後から事業者の紹介までは、保護者への途中経過のお知らせはあるのか。	応募事業者数の報告や選定した際の事業者名などのお知らせさせていただきます。
38	令和7年度入室申込をされる家庭向けに、民間委託に なることの説明を行なう予定はあるのか。	民間委託に係る保護者説明会については、今年度に2回実施予定としています。令和6年度に新たに保護者説明会を実施する予定はありません。